

雲南市公の施設にかかる使用料の設定基本方針



雲南市

雲南市行財政改革推進本部

平成19年1月

目 次

1	これまでの見直しの経緯・・・・・・・・・・	2
	図1 施設使用料見直しのイメージ・・・・・・・・	3
2	基本方針の3本の柱・・・・・・・・・・	4
	受益者負担の原則（第一の柱）・・・・・・・・	4
	共通的な使用料算定ルールの確立（第二の柱）・・・・	4
	（1）受益者負担（施設使用料）算定の基本的考え方・	5
	（2）受益者負担分類の考え方・・・・・・・・	7
	（3）「公費負担」、「受益者負担」の割合の設定・・・・	8
	無料・減免規定の見直し（第三の柱）・・・・・・・・	9
	無料・減免規定の標準的基準・・・・・・・・	10
3	見直しの作業手順・・・・・・・・・・	11
	図2 施設使用料見直しスケジュール・・・・・・・・	12

これまでの見直しの経緯

施設使用料の見直し作業については、合併前の町村において一定の周期を持って行われてきています。

しかしながら、合併時に類似施設の使用料調整が行われていないものもあり、これが現在まで来ています。平成 18 年 3 月に策定した行財政改革大綱、及び集中改革プランにおいて

行財政改革大綱：抜粋

基本施策：適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います
推進項目：受益者負担の適正化を進めます

今後ますます多様化が予想される市民ニーズについて、サービスを受けることとそのサービスに対する負担の関係を明らかにしておく必要があります。市民生活への影響や周辺自治体の動向に配慮するとともに、サービス利用者の直接的な受益だけを見るのではなく、それがもたらす社会的な受益についても考慮しながら、負担の公平性の観点で、利用者の受益の程度に応じた適正な料金となるよう、施設使用料などのサービス提供料金やその減免規定について見直しを行います。

集中改革プラン：抜粋

公の施設使用料及び減免規定の見直し

目標

平成 18 年度において、現状分析を行なうとともに住民意見を反映しながら見直す。

としています。

受益者負担の適正化は、厳しい財政状況の下、歳入を確保するという側面が強調されがちですが、決して歳入確保だけが見直しの目標ではありません。

施設を利用する人と利用しない人が存在する中で、施設の利用で利益を受ける人がいれば、その利益に見合う負担をお願いすることが、市民の間の不公平感をなくし、ひいてはその歳入を使って市民サービスの向上をはかることも可能となります。

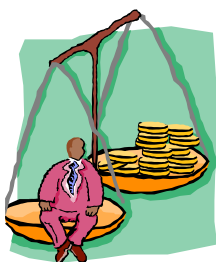
歳入確保のことだけを目的としてしまうと、仮に財政的に余裕ができると逆に料金値下げをするのかといった議論にもなりかねません。

施設使用料の見直しは、こうした財政状況に振り回されるのではなく、市民間の公平の確保と住民サービスのトータルとしての向上を主な目的としなければなりません。

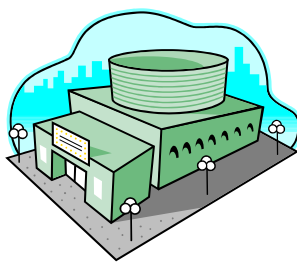
施設使用料見直しのイメージとしては、図 1 のとおりとなります。

図 1

施設使用料見直しのイメージ



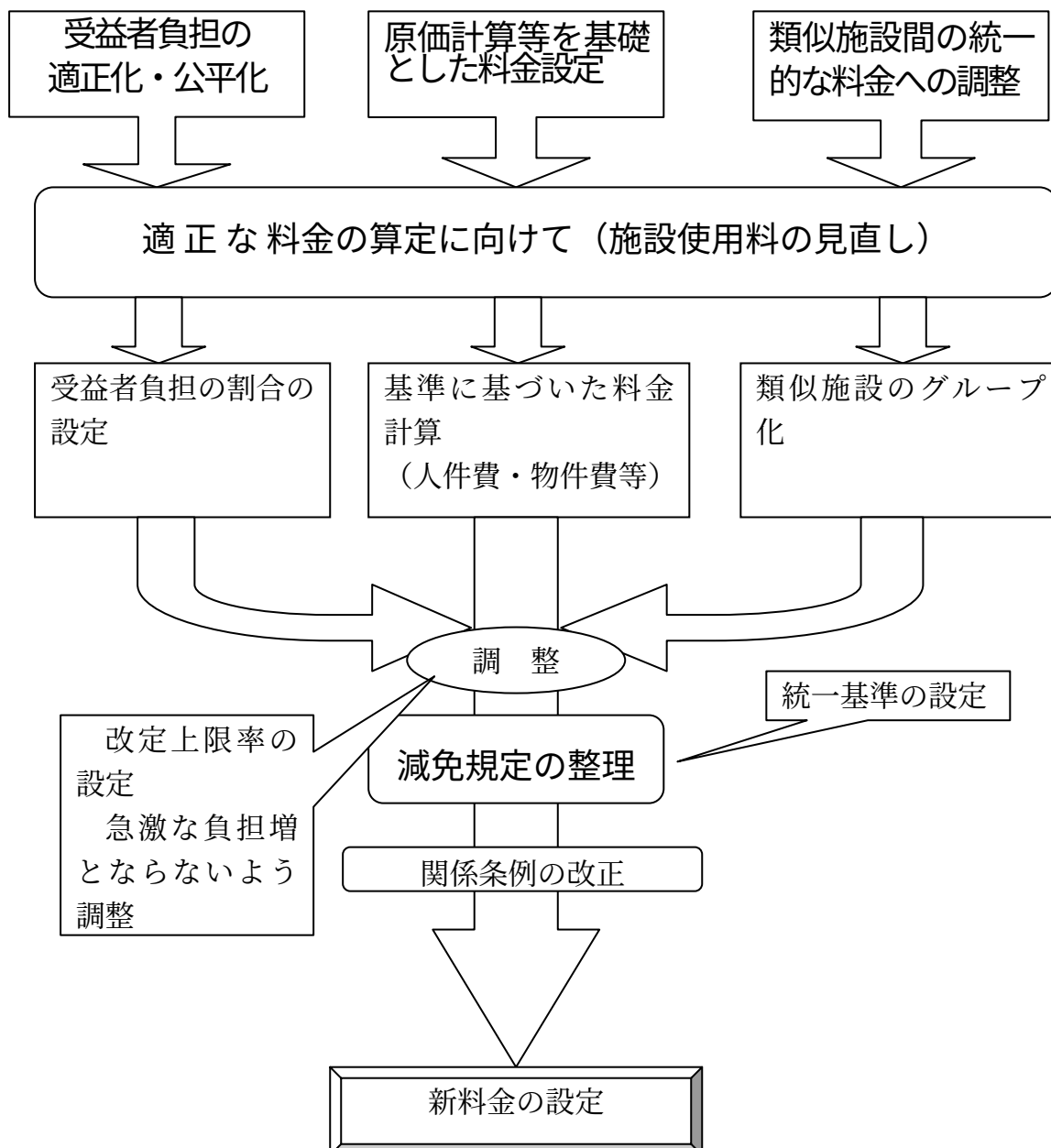
施設を利用していないのに、施設管理費は支払った税金でまかなわれているの



この施設、昔から料金が変わってないし、新しい施設と同じ料金だけど、適正な料金なのかな



合併して同じような施設が増えたけど、それぞれで利用料金が違うのはどうして



これらを受け、施設使用料算定にあたり基本的な考え方を以下のとおりとします。

基本方針の3本の柱

基本方針では、「受益者負担の原則」、「共通的な使用料算定ルール確立」、「減免規定の見直し」を、3本の柱として位置付けます。

1. 受益者負担の原則（第一の柱）

使用料は、公共施設などの利用者に、その利用の対価として負担していただいているものです。利用者から見れば、当然安価であればあるほど喜ばしいものですが、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うことになり、市民全体で負担するということになります。使用料の徴収については、地方自治法第225条に基づき、施設使用の対価として納付していただいています。施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくことが必要であると考えます。そこで、「受益者負担の原則」を基本方針の第一の柱とします。

地方自治法：抜粋

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

2. 共通的な使用料算定ルールの確立（第二の柱）

使用料算定のルールを、共通的なものとして、明らかにすることは、納税者が税負担の適正性をチェックすることと、利用者自身が負担する使用料の根拠を知る上でも重要なことだと考えます。そこで、市民にわかりやすい使用料算定ルールとして、統一的な方法で把握した原価（施設の利用にかかる費用）を、施設の性質別負担率に応じて利用者と税で分かち合うという方式を基本ルールとします。

次に使用料算定ルールを定めるに当たり、算定に必要な基礎数値及び計算方法を策定します。

(1) 受益者負担（施設使用料）算定の基本的考え方

受益者負担を求める基礎となる経費を算出する場合以下の方法が考えられます。

- 1：資本的経費（再建築費）＋維持管理経費を算出基礎とする方法
- 2：維持管理経費を算出基礎とする方法

原則的には施設建設費、土地購入費などの資本的経費を含めたすべての経費（フルコスト）を対象とすべきです。

しかし、資本的経費は、すべての市民に利用の機会を提供するための経費として捉えると、行政が負担し対象となる経費から除外することも可となります。

ただし、施設や提供するサービスの性質等から受益者の負担により賄われることが適当と判断される場合には、受益者負担部分を精査した上で必要な経費を対象に加えます。

雲南市としては原則として維持管理経費を算出基礎とします。

維持管理経費の内訳

維持管理に係る物件費（消耗品費、光熱水費、保守点検等委託料、保険料など）

維持管理に係る人件費（使用申請の受付・許可使用料徴収、保守委託等の契約事務）

施設維持管理費＝施設管理に係る物件費＋施設管理に係る人件費

施設使用料を算出する計算方法として

施設使用料＝施設単価×面積×負担割合

施設単価＝施設の1㎡当たりの時間単価

施設の1㎡当たりの時間単価＝（（施設維持管理物件費/使用貸出面積合計）＋（施設維持管理人件費/使用貸出面積合計））/年間開館時間

以上のとおりとします。

年間の開館時間については、施設の利用状況を加味し、割落としの係数を掛けることとします。

さらに単価計算の簡素化と同一種類同一単価（1㎡当たり）とするために、施設それぞれに単価を設定するのではなく、施設グループごとの単価とします。

施設性質分類表（類似施設）抜粋

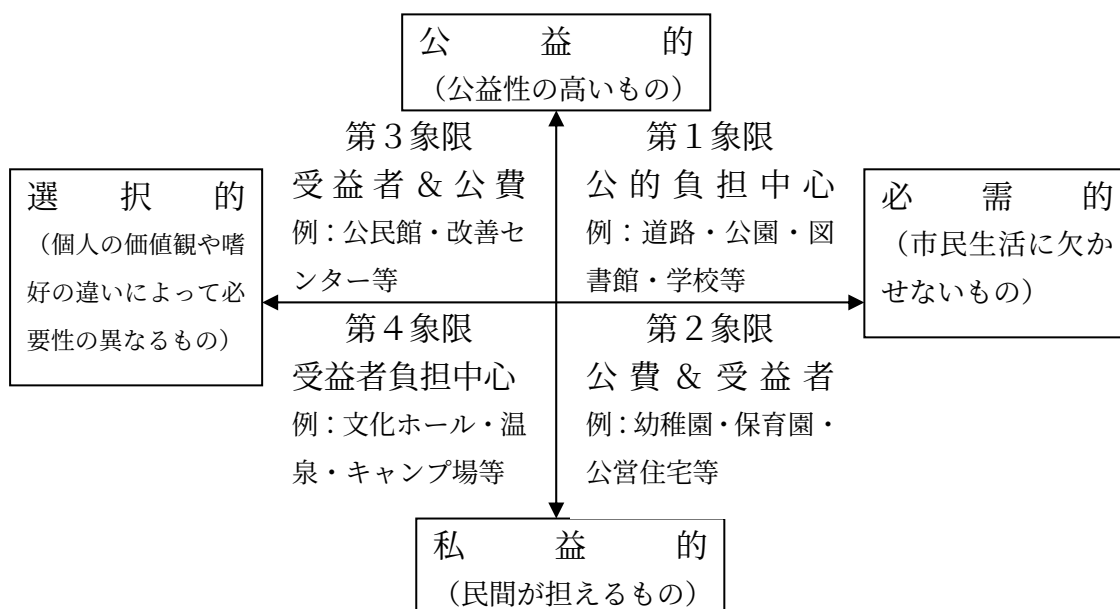
種別	主な施設
貸館施設グループ	教育集会所 地域福祉センター、健康福祉センター 集会センター 等、貸出用の部屋を持った施設
公民館施設グループ	公民館 集会センター等、公民館として使用されている施設
温泉施設グループ	ゆとりの里、かじか荘、おろち湯ったり館、ふかたに 荘、清嵐荘、満寿の湯等
ホールグループ	古代鉄歌謡館、加茂文化ホール、雲南市木次経済文化 会館、三刀屋文化体育館、木の国文化館等
宿泊施設グループ	かみくの桃源郷、健康の森、峯寺遊山荘、明石緑が丘 公園、グリーンシャワーの森、大東学習宿舍等の宿泊 施設
観光施設グループ	神楽の宿、吉田町郷土資料館、掛合酒蔵資料館、鉄の 未来科学館、菅谷たたら山内及び周辺施設、加茂岩倉 遺跡ガイダンス、永井隆記念館等の観光研修施設
公園施設グループ	都市公園、農村公園、野球場ゲートボール場、テニス コート等の施設
体育施設グループ	体育館、プール、艇庫等の施設
教員住宅等グループ	教職員住宅等の施設
その他施設グループ	牧場、農産加工施設等の施設

(2) 受益者負担分類の考え方

また、施設それぞれに設置目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間でも提供されているかなどサービスの性質に分けることができます。そこで施設をいくつかに分類し、受益者負担割合を設定することで、適正な負担の設定を行います。

(4つの基準)

- (a) **必需的サービス** 市民の日常生活において、ほとんどの人に必要とされるサービス
- (b) **選択的サービス** 生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービス
- (c) **私益的サービス** 民間でも供給されており、行政と民間とが競合するサービス
- (d) **公益的サービス** 市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス



(各象限の定義)

- 第1象限** 市民の日常生活にとって必要で、主として行政が提供する施設サービス
- 第2象限** 市民の日常生活にとって必要で、行政と民間が競合して提供している施設サービス
- 第3象限** 生活や余暇を快適に過ごすための、主として行政が提供する施設サービス
- 第4象限** 生活や余暇を快適に過ごすための、行政と民間が競合して提供している施設サービス

- (3) 施設の性質別に「公費負担」と「受益者負担」の割合を次のように設定します
公費負担と受益者負担の割合は、簡明さ、制度の分かりやすさの点から、0%
50%、100%の3種類の組み合わせとします。

「第1象限」 公費負担100%＝「無料」扱い

「第2・3象限」 公費負担50%、受益者負担50%

「第4象限」 受益者負担100%

施設別受益者負担分類表 抜粋

受益者負担区分		主な施設	施設分類
受益者負担中心	100%	ゲートボール場	福祉・保健衛生施設
		運動公園	商工・観光施設
		温泉施設	商工・観光施設
		総合営農指導センター	農林業施設
		付属運動場	農林業施設
		文化ホール	教育・文化施設
		体育館	教育・文化施設
		記念館	教育・文化施設
		寮	教育・文化施設
		運動公園	公園・広場・体育施設
		野球場	公園・広場・体育施設
		体育館	公園・広場・体育施設
		艇庫	公園・広場・体育施設
公費&受益者 受益者&公費	50%	教育集会所	集会施設
		生活改善センター	集会施設
		集会センター	集会施設
		就業改善センター等	集会施設
		地域福祉センター等	福祉・保健衛生施設
		健康福祉センター等	福祉・保健衛生施設
		高齢者コミュニティーセンター 等	福祉・保健衛生施設
		文化伝承館	商工・観光施設
		環境改善センター	農林業施設
		林業総合センター	農林業施設
		公民館、コミュニティーセンター	教育・文化施設
公費負担中心	0%	障害児デイサービスセンター	福祉・保健衛生施設
		人権センター	福祉・保健衛生施設

※目的外利用等と目的外使用施設の取扱い

目的外利用等（施設本来の目的でないもの 例：営利目的の使用）

第1、第2、第3に分類した施設であっても、目的外の利用については、「第4象限」に位置づけ、受益者負担を100%の扱いとします。

目的外使用施設（第1象限に分類される施設：学校体育館等）

本来の施設の設置目的に支障のない範囲において開放しているものであり、この点で公の施設と異なっています。現在検討の使用料計算方式を適用するのか検討する必要があります。

3. 無料・減免規定の見直し(第三の柱)

使用料の無料・減免規定は、施設の利用促進などに一定の効果をあげています。しかしながら、利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、結果として利用しない人の税金がそこへ使われることとなり、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあります。

また、施設の管理の多くを指定管理者に移行したことにより、減免利用の増加は利用料金制としている施設の管理収入を減少させ、経営を圧迫させる要因にもなります。

現在、旧6町村での無料・減免規定をそのまま合併後の規定としており、6町・施設ごとにまちまちとなっています。そこで、無料・減免規定の基準を設定し、市が進める福祉、教育施策等との整合に配慮し、また、施設利用内容、関係団体に交付される補助金等を勘案し、必要以上の支援とならないよう、市民の皆さんにわかりやすく、誰からみても必要と考えられる範囲に限定します。

無料・減免規定の標準的基準

(1) 団体使用の場合

①免除基準	理由
ア、市又は市教育委員会が主催又は共催して行う会合又は行事で使用する場合	公共目的で使用する 場合に限定
イ、当該施設の管理運営団体がその施設の目的で行う会合又は行事で使用する場合	
②減額（１／２）基準	理由
ア、市又は市教育委員会が後援して行う会合又は行事で使用する場合	活動を支援する
イ、市が加入構成する一部事務組合が主催又は共催して行う会合又は行事で使用する場合	
ウ、市内に所在する公共的団体が、市民のための公益的な活動を行うために利用する場合	
エ、市内の障害者団体が使用する場合	
オ、市内の６５歳以上の者が組織された団体が使用する場合	
カ、市内の幼児、小学生、中学生、高校生で組織された団体が使用する場合	

(2) 個人使用の場合

①減額（１／２）基準	理由
ア、公的扶助を受けている者が使用する場合	社会参加の促進を図る
イ、障害者が使用する場合	
ウ、市内の６５歳以上の者が使用する場合	
エ、市内の幼児、小学生、中学生、高校生が使用する場合	保育、教育活動の促進を図る

(3) その他の場合

①免除又は減額（１／２）基準	備考
ア、市長又は教育長が公益上特に必要と認める場合	一般的に「想定外」の事態に対応するためのもので、適用する場合には、真に止むを得ないものに限定し、理由を明確にする

※減免等の条例、規則制定にあたっては、施設の設置目的等により全てが対象となるもので

はありません。

※公共的団体の定義

公共的団体とは、地方自治法第157条に定める公共的団体と同義で、農業協同組合、商工会等の産業経済団体、老人ホーム等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体などの公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

抜粋

地方自治法第 157 条 普通地方公共団体の長は当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

「公共的団体」とは、次の選定基準のすべてに適合する団体とします。

- 1 積極的に公益を実現することを目的とする団体であること。
- 2 直接不特定多数の市民の社会生活又は本市の事務事業と関係の深い事業活動を行う団体であること。
- 3 営利又は政治的若しくは宗教的な活動を目的としない団体であること。
- 4 地方自治法第157条の規定に基づき、市長が市内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督できる団体であること。
- 5 次に掲げる団体に該当する団体ではないこと。
 - a 構成員相互の親睦、連絡、意見交換、共同研究等を主たる目的とする団体
 - b 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とする団体
 - c 特定個人の精神的・経済的支援を目的とする団体

見直しの作業手順

積算根拠を施設の維持管理費とし、さらに職員人件費を加えたり、施設の性質別負担割合を設定したりすることで、これまでとは違った誰にもわかる算出方法としました。その結果急に大幅な値上げとならないようにするため、また、平成18年度から導入を開始している指定管理者制度で指定管理者への指定管理料は概ね3年間の複数年としているため3年間は、現行使用料のままとします。

この間に、原価等を再計算した上で、より適正な料金となるよう見直します。

また、市民への周知期間を確保し、さらに、この3年間は経費の縮減に努めます。

しかし、減免基準については負担の公平性の確保と、合併後の規定の早期統一という点から、平成19年4月からの実施とします。

図2 参照

図2 施設使用料見直しスケジュール

平成18年度

施設使用料の見直し作業

見直し作業の3本の柱の設定

